

マイクロ・マクロ問題 —— 解決を「超えて」

馬場 靖雄

The Micro-Macro Problem : Beyond the "Solution"

YASUO BABA

「この世の統一性というのは、私には格別にとりたてていうほどの価値もない自明の事のように思われます。私に興味があるのは、普通なら泥濘状に流れ込んでしまうような事を選び分け、区別することなのです。」

フロイトのルー・ザロメ宛書簡，1915年7月30日付（Freud [1974 : 316]）

I : 問題設定

社会学の歴史を振り返ってみると、理論発展の契機となってきた——そして、いまだに契機でありつづけている——いくつかの大問題の存在を、確認できる¹。Rhoads [1991] は、そのような問題を四つに整理したうえで、それぞれにおける対立する立場を抽出している。すなわち、(1)社会理論の科学的性質について（実証主義／反実証主義）、(2)社会理論の基礎的単位について（方法論的構造主義／方法論的個人主義）、(3)規則と社会秩序について（規範的秩序論／秩序の構成論）、(4)コンセンサスとコンフリクトの二重性について（コンセンサス理論／コンフリクト理論）である。(2)と(3)を包括する、より一般的な問題として今日改めて浮上してきているのが、本稿で論じる「マイクロ・マクロ問題」、すなわち、マイクロ・レベルでの（「個人」による）活動と、マクロ・レベルでの秩序構造をいかにして架橋すべきかという問題なのである。

ただし、Alexander / Giesen [1987] によれば、現在この問題をめぐってなされている議論は、かつてのそれと、二点において異なったものとなっている。第一に、現在ではもはやマイクロとマクロのうち的一方を他方に還元したり、一方から他方を導出したりすることがめざされているわけではない。両者の区別はあくまで分析的なものであり、それを前提とした上で両者がいかに結合されるかを考えようとするのである。まさに彼らの論文のタイトルにあるように、「還元から結合へ」というわけだ。第二に、その「リンク」を考えるに際しては、かつてのように「結合をもたらすの

は、理念的要因か、それとも利害計算なのか」といった二者択一を迫りはしない（ローズの四つの問題のうち、(2)と(3)はこの選択肢に基づいて区別されているのである）。むしろ、常に複数の要因を考慮する「多元的アプローチ」が必要である。要するに、問題設定においてもアプローチにおいても、多元的でゆるやかな枠組を保持しておくのが現在の議論の前提である、というわけだ。

本稿の目的は、ニクラス・ルーマンの「オートポイエティック・システムの理論」の立場から、この「マイクロ・マクロ問題」にアプローチすることにある。ただし、従来の議論を統合して、よりよい解決策を提示する、といったことをめざしているわけではない。というのも筆者の出発点はむしろ、「マイクロ・マクロ問題」そのものへの——あるいはその問題設定を可能にする「プロブレマティーク」への——違和感のうちにあるからだ²。まず、この問題に対する新しい視点を提起しているように思われる、あるエスノメソドロジストの議論をフォローしつつ、この違和感の内実を解明することから始めるとしよう。

II：マイクロ／マクロを「超えて」？

Hilbert [1990] は次のような議論を展開している。エスノメソドロジーは従来「マイクロ社会学」に分類されてきたが、これは誤解である。社会のマイクロな構造（「主体」の構成？）もマクロな構造も日常的な活動によって生産・再生産されるが、その活動自体は生産される当の構造（あるいはそれに従った「規範的秩序」）には収まりきれない「事実的秩序」を形成する（規範的秩序／事実的秩序の区別はパーソンズによる）。エスノメソドロジーは、生産される構造がマイクロかマクロかという問題は無視して（これが「エスノメソドロジー的無関心」である）、この事実的秩序をこそ研究対象とするのである…。

後で述べるように（注3）、このような主張は基本的には首肯できるものであり、さらにそれはルーマンの議論とも接点を持ちうるのである。だがヒルバートの、そして例えば、同様にエスノメソドロジーに（も）依拠する江原由美子の「新しい社会理論」などの場合、問題はむしろ「結論」の先にあるのではないか。問題とされるべきなのはマクロな「規範的」構造でもマイクロで「合理的」な行為者それ自体でもなく、「行為者による社会の構造化」（江原 [1990: 124]）であるというのはそれでいい。だが、その結果「日常生活の多様な領域において社会を構造化する力を発見できるようになった」（同）というのなら、そこにおいて再び「マイクロ／マクロの関係」という問題が浮上してくることになりはしないだろうか。

この議論を徹底化すれば、マクロな構造のみならず、マイクロな行為主体のほうもまた「構造化する力」によって初めて成立するのであって、この力こそから出発しなけ

ればならない、ということになるはずである。そこから出発することによって、ミクロ／マクロという不毛な対立を「止揚」することができる、というわけだ。しかし「最初に権力作用ありき」に留まらずに、さらに理論内容を精緻化しようとするのであれば、さまざまな区別を持ち込むことによって、諸権力作用を弁別していかねばならないはずである。例えば、「既存の、女性に抑圧的な秩序を再生産する権力作用」と、「オルターナティブな秩序を創出する権力作用」、というようにである。そのような区別のひとつとして、再び「ミクロ／マクロ」という区別が登場してこざるをえないのではないか。かくして、「構造（マクロ）か主体（ミクロ）か」のかわりに今や、「マクロな『権力作用』かミクロな『権力作用』か」、あるいは「マクロな権力作用とミクロな権力作用の関係や如何」という問いが浮上してくるのである。これでは結局のところ、単に問題をずらしたにすぎないことになる³。

もちろん「権力作用」について語ること自体が無意味であるなどと主張するつもりはない⁴。とりあえずここで確認しておきたいのは次の点である。すなわち、「行為（者）と構造」という対立を前提として、それをいかにして「止揚」するかという「弁証法」的な問題構制を取っているかぎり、どんな理論を持ってきてもその枠組自体の外に出ることはできないのではないか、ということである。あるいはより一般的に言えば、二項対立を設定しておいて、「そのどちらでもない、第三のものこそ根源的である」と主張するなどという手は、今日ではもはや凡庸という名にも値しないのではなかろうか。この意味では浅田 [1984:180] の発言は、今もって適切であると言わざるをえない。差異の体系のネットを想定したうえで、「その各々の交点を実体化しておいて、それが事後的に関係を取り結ぶと考えるならば『要素主義』になるだろう。ネットの全体を実体化しておいて、それが事後的に部分に分岐するんだと考えれば『全体主義』になるだろう。ネットはネットとして見なければならぬというのなら、これは『関係主義』になるだろう。この『要素主義』『全体主義』『関係主義』のうちどれをとるかというのは、いわば見方の問題、好みの問題ですね。たいしたちがいはない」。それらは「同じ構図のなかで、『中心化』『非中心化』だとか、『要素主義』『全体主義』『関係主義』だとか言っているにすぎ」ないのである。ちなみに、江原の「新しい社会理論」のキーワードのひとつは、まさに「脱中心化」であった！（江原 [1985:170ff.]）。いずれにせよ、それらはすべて、所与の構造の存在から出発する、広い意味での「構造主義」的立場を取っているのである⁵。だからわれわれは次のように結論せざるをえない、ということになるのだろうか。すなわち、エスノメソドロジー流の「第三項」への定位によっては、ミクロ・マクロ問題は解決されても乗り越えられてもいない、より普遍的な「リンク」をなおも求めつづけねばならないのだ、とである。だがむしろ、「リンクはいかにして可能か」という問

題設定自体を疑ってみる必要があるのではないか。この点を明らかにするために、もうひとつ別の試みのほうへと眼を転じることにしよう。

Ⅲ：秩序＝貨幣は生成するか？

「ミクロ・マクロ問題」をめぐる新たな展開を見せている議論として、自覚的に方法論的個人主義の立場を採用しつつ、ゲーム理論の手法を用いてマクロな秩序を説明しようとするものがある（例えば、織田 [1993]）。もちろんこの種の議論においても、理論の目標は還元や演繹ではなく、分析的レベルにおいてミクロ／マクロのリンクをモデル化することである、という大前提は生きているわけだが⁶。ここでは、多様な広がりを見せつつあるこの動向について直接言及する代わりに、マルクスの「価値形態論」をめぐる柄谷行人の議論（主として柄谷 [1990: 26ff.] による）を簡単に振り返っておくことにしたい。その理由は第一に、「個々の相対的価値形態からいかにして一般的価値形態ないし貨幣形態が生じてくるか」という価値形態論の問題設定（だと一般に信じられているもの）と、「マクロな社会現象を個人的行為・行動の結果として説明する」という個人主義モデルがめざす方向とが一致しているからである。第二に、価値形態論に関する柄谷の議論から、「全体社会と相互作用の関係をではなく、両者の差異をこそ問題にすべきだ」というルーマンの主張への通路が開けるだろうからである。

周知のように『資本論』では相対的価値形態＝等価形態という二つの商品どうしの関係（単純な価値形態）から始まって、「拡大された価値形態」へと進み、さらにそこからひとつの特殊な商品が（一般的価値形態を経て）貨幣として（すなわち、マクロな規模に及ぶ経済秩序として）成立するさまを、論理的かつ歴史的な過程として記述しているように見える。後はその「モデル」を作りさえすればよい、というわけだ。

だが柄谷によれば、このような議論は倒錯しているのである。個々の商品が、それぞれが内包している交換価値に基づいて一定の量的関係を取り結び、その結果としてある商品が貨幣として登場してくる（ちょうど各行為者の「合理性」に基づいた行為の結果として、「共有財」としての「政治的秩序」が成立してくるかのよう）…のではない。異なるふたつの「モノ」が並べられたところで、それらはまだ商品ではないし、したがって両者の間にいかなる関係も成立しえない。では、物を商品にするのは、それがある人に対して持つ効用であると（逆に言えば、物を商品にするのは人間の欲望であると）考えるべきなのだろうか。「実は、まさにそれが商品形態をとるがゆえに、ひとは欲望をもつのだ。たとえば、子供はそれまで無関心だった玩具に、他の子供が欲しがったとたんに、固執しはじめる。彼の欲望がその玩具を価値たらしめるのではなく、それが価値であるがゆえに彼に欲望を喚起するのである。つまり、物

から考えても、欲望から考えても、商品が商品たる所以を理解することはできない（〔同：27〕）。

実はわれわれは、個々の商品の関係について（「ミクロ」なレベルで）考察するときすでに、貨幣の存在（「マクロ」な秩序）を前提としてしまっている。貨幣がすでに存在しているからこそ、それを媒介にして個々の商品が、相互の関係を取り結ぶことができるのである。だが、繰り返すことになるが、これは、ミクロに対するマクロの先行性や、あるいは両者を共に可能にする「関係」や「作用」の根源性を意味しているのではない。貨幣の設定は、商品どうしがなんら必然的な根拠をもたないにもかかわらず、あたかも「こうであって他ではありえない」関係を取り結ぶかのように見なすための、言わば必然的な欺瞞なのである。貨幣自体には「通用」のいかなる根拠もない。というよりも、貨幣とはそのような無根拠性を隠蔽する装置なのである⁷。だが一度貨幣が想定され、それに基づいて諸商品が結び付けられた後では、あたかもまず最初に商品間の関係が（あるいは、その根拠となる価値関係が）存在していて、貨幣はその「結果」として登場してきたかのような倒錯した観念が生み出されてしまう。それはちょうど、フロイトの「無意識」が言語（音声的文字）によって定式化（というよりも、捏造）された「意識」のほうから遡って見出されたのと同形的な関係をなしている。そして「経済学は〔あるいは、個人主義モデルは〕この『意識』から出発する。つまり、それが暗黙に貨幣を前提しているといったのはこのことにほかならない。どんな厳密な反省も分析も、すでに形成された『意識』のなかでなされているかぎり、いつも原因を結果ととりちがえるほかないのだ」（〔同：40〕，〔〕内筆者）。

以上の文脈のなかに前節の最後での議論を位置づけることも可能だろう。「意識」のなかに留まっている限り、「貨幣を可能にするのは商品交換における各人の合理的計算ではなく、そのような行為を統制する権力作用である」と言ってみても同じことである、と。

ここまでくれば、もはや「ミクロ・マクロ問題」に対する筆者の違和感がどのようなものかについて詳述する必要はないだろう。この問題は基本的に、矛盾の止揚という弁証法的な枠組の内部にある（諸個人の差異が秩序＝共有財へと止揚される、あるいは「客観的」社会構造と「主観的」意味付与との対立が「権力作用」へと止揚される…）。「しかし、“矛盾”とは、したがってまた“弁証法”とは、すでに生成したものを生成したあとから合理化することでしかない。哲学とは、一種の神経症的な合理化にすぎず、それは貨幣＝音声的文字の結果としての『意識』に閉じこめられている」（柄谷 [1990：40f.]）のである⁸。

IV：問題としてのオートポイエーシス

柄谷の以上の議論と、「ミクロ・マクロ問題」をめぐるルーマンの主張との平行性を示すために、現在のルーマン理論の基本的立場を、必要な限りでスケッチしておくことにしよう。

現在のルーマンの「自己言及的システムの理論」における重要な論点のひとつとして、オートポイエーシス／システムの自己観察／セカンド・オーダーの観察、という区別を挙げることができよう。オートポイエーシスとは社会システムの場合、コミュニケーション（のみ）によるコミュニケーションの再生産と定義されるだろうが、ここではとりあえず次のように考えておくことにしよう。ある人は他者に対して常に多くの影響を与えているが、私も他者もそのうちのごく一部しか同定・意識しえない。そしてこれは私が他者から受ける影響についても同様である。私はY氏に対して怒りを感じており、それは彼の私に対する態度が無礼だったからだ…と自分では考えている。だが実際には私の怒りはY氏の別の振る舞いから、あるいはまったく別の人によって（または、両者の複合的影響によって）引き起こされたのかもしれない。多くの場合われわれの具体的な状態は、こうした無数の影響関係の結果として生じたものである（アルチュセールのいう「構造因果性」ないし「重層的決定」）。この網の目のある結節点から別の結節点へ、さらにそこから第三の結節点へ…と因果連鎖を辿っていくことはできる。だが各々の結節点からは無数の糸が延びているがゆえに、どれがどれの最終的な「原因」であるかを確定することは不可能である（あるいはこの状態を——すでに懐かしくさえなってしまった言葉を用いて——「リゾーム」と呼ぶこともできよう）。かくして、影響関係の網目は結局のところ網目「全体」（囲いのない全体）自身によって再生産される、と述べるしかないことになる（「コミュニケーションによるコミュニケーションの再生産」）。オートポイエーシスとはこのような無数の影響関係の網目のことなのである。

今の例にもあったように、通常このようなオートポイエーシス自体を確定することはできない。たいていの場合「私の（または、システムの）これこれの状態の原因」としてわれわれが考えるのは、複雑なネットの存在を無視して恣意的に想定された関係に基づくものにすぎない（複雑性の縮減）。この無根拠な関係の想定を行うのが「自己観察」である。すなわち自己観察とは事後的な、かつ自己欺瞞的な事態の確定なのである。自己観察による「法則」や「根拠」の想定がなされようがなされまいが、コミュニケーションはそれ自体として事実に結びつき、リゾーム状のネットを形成してしまう。かといって自己観察は「無」ではない。自己観察もまた無数の影響関係の結節点の一つとして働くからだ。権力作用についての言明もまた権力作用として働いてしまう、と言ってもいいだろう（だがどのように働くかを確定できはしな

い。確定しようとする試みもまた権力作用であるから）。あるいは先程の怒りの例に則して言うなら、私の友人を怒らせている原因のひとつは、私が彼がなぜ怒っているかを説明しようとしていることかもしれないのである。

自己観察は常にあるシステムの内部から、すなわちそのシステムの作動の前提となっている二分図式を前提とするかたちで行なわれる。法システムの場合なら合法／不法を、学の場合なら真／偽を前提として、である。そのような線を引くことによって、「合法的なもの」や「真なるもの」が見いだされ、反対の項は「合法ならざるもの」「真でないもの」として確定される。もちろん逆の場合もある——科学的命題とは、未だ反証されていない（偽ではない）命題である、というポパーの主張はその例である。ルーマンによれば、「ミクロ・マクロ問題」もまたこのような文脈に属している。すなわち、ミクロ／マクロ（ルーマンに則して言えば、相互作用／全体社会、ないし相互作用／組織）という線が引かれることによって、秩序／無秩序の認定と、一方から他方を導出するという問題設定が可能になるのである——ちょうど、貨幣の設定によって個々の商品どうしのあるべき関係を表示する「適正な価格」について問うことが、初めて可能になるように。あるいは次のように言うこともできる。ミクロ／マクロをレベルのうえで区別することによって、記述の複雑性を縮減することができる——ただしそのためには、二つのレベル間に存在する相互依存を無視しなければならない（両者の「リンク」を考慮することができるのは、その次のステップにおいてである）。かくして、一方のレベルにおける無秩序が、他方のレベルにおける秩序であると見なされうるようになる。もはや、「秩序は無秩序である」というパラドックスに直面しなくてもいいわけだ。逆に言えばミクロ／マクロの区別は、このパラドックスを隠蔽するための方策なのである（Luhmann [1987:126]）。したがってわれわれにとってオートポイエーシスとは、「権力作用」の場合とは異なって、ミクロ／マクロのリンクを可能にしたり、両者を統一的に説明したりするための「根拠」なのではない。それはミクロ／マクロについてポジティブなかたちで論じるためには隠蔽されねばならない、それ自体としては解決不可能な問題に他ならないのである。あるいはオートポイエーシスとは、ミクロ・マクロ問題の原一問題なのだ、と言ってもいいかもしれない。

したがって問われるべきは、ミクロとマクロの関係ではなく、区別＝差異なのである。差異こそが相互作用と全体社会それぞれにとっての構成的なモメントなのでから、全体社会への差異がなければどんな相互作用も可能ではないだろうし、その逆も言える（Luhmann [1984:568]）。区別のどちらの側から出発するにせよ、常に説明のゴールとして設定されている「あちら側」は、「こちら側」と同時に設定されたものなのである。

さらに、このようなあちら／こちら、という区別自体が決して「客観的」なものではなく、かといって科学的分析のために恣意的に設定された、「単に分析的な」ものでもないということも指摘しておかねばならない。むしろそれは、全体社会の進化の特定の状態に対応して登場してきたものである。Luhmann [1980]でも述べられているように、階層分化社会においてはそのような問題自体がおよそ存在しなかった。そこでは、上層における相互作用の様式自体が即社会の秩序であると考えられていたからだ。もちろんこのような発想もまた、固有のパラドックスを——より精確に言えば、部分における全体の表出という一般的パラドックスの特殊形態を——隠蔽しなければならないわけだが、かの「ホップズ問題」自体が「近代社会」固有の複雑性とそれに対応するゼマンティックによって導かれた、一種の誤謬推論（パラロジズム）なのである⁹。ただし対応のもとで生じている以上、われわれはニーチェにならってそれを「有益な誤謬」と呼ばねばならないだろうが、いずれにせよこの意味において、全体社会の分化は、いわば上から展開するのであって、下からではない（Luhmann [1984:574]）。ただし再度確認しておくならば、これはミクロ・レベルに対するマクロ・レベルの優位を意味するわけではない。ここで問題となっているのは、両者の区別が生じるための前提なのだから¹⁰。

繰り返すことになるが、経済学、法学、科学論といった「通常科学」は、それぞれが依拠する二分法を前提とした上で、一項を他方によって根拠づけて——あるいは、第三項によって両者を「媒介」することによって——、システムの統一性を確保しようとする。それらは各システムの「反省理論」と呼ばれるが、システムに内在する根拠・統一性を求めようとしているという点において、先に述べた意味での「哲学」ないし「形而上学」としての性格をもつことになる。ルーマンは、このような「哲学的な試み」を「理性啓蒙」と呼んでいる。それに対してルーマンのシステム理論が試みるのは「社会学的啓蒙」である。それはすなわち、根拠づけがいかんして複雑性を縮減（＝隠蔽）した上でなされているか、また根拠づけの試みによってどんな思いがけない影響関係が生じているかを明らかにすることである。これが「観察を対象とする観察」、すなわち「セカンド・オーダーの観察」ということに他ならない¹¹。

もちろんこれは、「ミクロ・マクロ問題」を解決しようとする試みが無意味である、ということではない。その試みもまた一種のコミュニケーションとして現実的な影響力をもつであろう。だが、それはあくまで無数のコミュニケーションの一つにすぎないのであって、それが解決されなければ先へ進む（「新たなパラダイム」を確立する）ことができないというような特権的な地位を占めるものではない。少なくとも、問題を解決することのほうが問題自体を疑うことよりも常に有益であると断言するだけの「根拠」はどこにも存在しないように思われる。

あるいはさらに一般的（思弁的？）に、次のように述べることもできるかもしれない。われわれはルーマンとともに、区別というものに対する態度を変更する必要があるのではないか。われわれはさまざまな区別を用いるが、多くの場合区別を設定すると同時に、区別される二つの項を包摂するような、より普遍的な第三項を求めようとする。あるいは二つの項を媒介し、両者の統一性を表すような第三項を、である。個人主義／集合主義といった単なる対立ならともかく、真／偽という、排他的な差異として以外には受け取りようがないと思われる区別に関してすら、第三項を求める試みがなされているのである（例えば、ルーマンがしばしば引き合いに出す、ゴットハルト・ギュンターの「多値論理学」¹²。だがわれわれはむしろ、区別を区別として、すなわち統一性を欠いた形式として、そのままポジティブに受け取るべきではないのか。例えばアドルノが、社会科学における個人主義／集合主義の対立を、克服されるべき欠陥ないし未成熟としてではなく、社会の本質を（厳密に言えば、社会には本質が欠如しているということ）を表すものとして、ポジティブに評価したように、である（Adorno [1972=1979]）。あるいは、法がもたらすのは社会の統合ではなく分裂である、とのドォーキンの議論を引き合いに出すこともできるだろう。「スピロ・アグニューは、権利は意見の対立を生じさせるものであり、従って国家の統一と法への新たな尊重は、権利をもっと懐疑的に捉えることによって発展する、と考えた。しかし、彼は誤りを犯している。社会政策や外交政策はアメリカを分断しつづけるであろう…。…法の大半…は中立的ではありえない。法は多くの場合、公共の利益に関する多数派の意見を表現しなければならない。しかし、それ故にこそ、権利に関する制度は決定的に重要なものとなる。というのも、法は、少数派の尊厳や平等が尊重されることを保証する、多数派の約束の表明だからである」（Dworkin [1977=1986: 273]）。もちろんこの「少数派の尊重」をより普遍的な統一的原理と考えるか、それとも新たな分断をもたらす作動であると見なすかによって、さらなる分岐が（分岐が！）生じてくるのであるが。われわれはもちろん後者の立場を取る。つまりわれわれから見れば、どこまでも区別によって区別に対処し続けることだけが、可能な選択肢なのである。これをマラルメに（そして、ブーレーズに）ならって、「襲によって襲を」（*pli selon pli*）と言うのは、悪のりがすぎるといえるものだろうか。

注

1. Luhmann [1981] では、社会学の学としての、あるいは学システムの一サブシステムとしての、統一性を形成するのは「社会秩序はいかにして可能か」という問題であるとの観点から、社会学史が叙述されている。ただしこれを、次のような意味において理解してはならない。すなわち、この問題に関する確固たる答が提出され、それに関するコンセンサスが確立されて初めて、社会学は統一的な学問体系として自己を確立しうる、それができていない社会学の現状は、「通常科学」以下である…というようにである。ルーマンのいう「統一性」とは、いかなる内容のコミュニケーションをも事後的に包括できるような、空の枠組を意味しているからである。注7も参照のこと。
2. これはまた、ルーマン自身の立場でもある。Alexander/Giesen [1987] へのルーマンの寄稿論文 (Luhmann [1987]) のタイトルからして「(全体) 社会と相互作用の (つまり、マクロとミクロの) 進化的分化」であり、そもそも「リンク」とは反対の方向を指し示しているのである。
3. ついでに言えば、「秩序は規則によって可能になる」(マクロ・アプローチ) とか「人間の行為によって規則が成立する」(ミクロ・アプローチ) などと考えるのではなく、「規則の使用」のモデルを考えるべきだという西阪 [1987] [1988] の主張についても同様である。ここでも結局は、「規則使用の規則」について問わざるをえなくなるのではないか。

われわれがヒルバートの議論に半ばのみ同調できるというの、この点と関連している。Hilbert [1990:803] の主張はこうであった。ミクロなパターンもマクロなパターンも、それ自体として経験的に存在しているわけではない。経験的なのはパターンの内容ではなく、それを産出するメンバーの活動のみであり、それこそがエスノメソドロジーの対象なのである…。この議論は、それらのパターンについての言明を社会システムの自己観察の産物と見なし、その観察が事実的な作動として生じることに焦点を当てようとするルーマンの立場と基本的に一致する (馬場 [1990:12], Luhmann [1990:78f.,184,418] などを参照)。一般的な言明を引用しておこう。「観察という基礎的な作動は、その現実性を自ら保証する (…他の観察と回帰的なネットワークを形成することによって、である)。何を観察するかから、観察の現実性が引き出されてくるわけではないのである」(Luhmann [1991:240])。あるいはより個別的なテーマに関しては、次のような議論もある。愛の表明は、その根拠 (愛の理由) ではなく、表明することの事実性にこそ関係する。したがって、愛の証明を論理の規則によって統御しようとする試みは、失敗せざるをえないのである (Luhmann [1993:88])。さらに、「法の

妥当」に関しても同じことが主張されている。法の妥当は、当の法規範の内容にではなく、事実として妥当しているということによっているのである、と。だからこそ、ルーマンの規範概念は「行動主義的」であり、規範固有の次元を捉えていないとの批判が、生じてきたりもするわけだ（Krawietz [1992]）。ちなみにルーマンはこの批判に対して、社会学者としては、規範が事実的に生じているということ認めねばならないはずだと、簡単に切り返している（Luhmann [1993: 133]）。

確かにこまでは、ルーマンとエスノメソドロジストとは一致している。だが問題はその先である。というのは、ヒルバートも含めたエスノメソドロジストは結局のところ、メンバーのそのような事実的活動のうちに潜むパターンを探り出そうとしているように思われるからである（それこそが「エスノメソッド」を形成する、というわけだ）。本文でも述べたように、これでは再び「パターン産出のパターン」という、同様の問題に直面してしまうことになる。

4. ただし、フーコーやブルデューに「依拠」して、どんなミクロな文化パターンや出来事を取り上げてそこに「権力作用」の痕跡を、したがってマクロへの通路を見いださう（「神は細部に宿りたもう」）云々と主張するのは、不毛であるばかりでなく——この点については馬場 [1990] を見よ——、フーコーやブルデューの解釈としても問題を孕んでいる。フーコーについては上野 [1987] および Deleuze [1986=1987] を、ブルデューについては高橋 [1990] を参照のこと。「権力は国家のなかにもみ存在するのではない」と述べるのと、「権力はあらゆるところに遍在する」と主張するのは、まったく別のことなのである（この点については柄谷 [1986] をも参照されたい）。
5. あるいはエスノメソドロジストは、「われわれが考えているのは固定した、単一の体系をなす『関係』ではなく、『権力作用』という多様な動態的過程である」と反論するかもしれない。だがそうだとすると「構造主義」の枠内にあることに変わりはない。すでにアルチュセールが、こう指摘している。「じっさい、マルクス主義は構造にたいする過程の優越によって構造主義と区別されうると、これまでに言った人がいたかもしれないし、またいつの日かそう言う人が現れるであろう。明らかに、これは間違いではない。しかしながらそれはまだヘーゲルの真実なのだ！もし問題の核心にまでせまるつもりならば、さらに遠くまで行く必要がある。なぜなら過程の形式主義…したがって過程の構造主義もまた考えられるのだ！」（Althusser [1974=1978: 55]）。もちろん、「マルクス主義」の代わりにどんな看板を掲げようと、それで事態が何か変化するわけではない。したがってわれわれは、ポスト構造主義を構造の単なる分散化・多数化・流動化として捉えるような

- 立場や、それとの類推において「ポスト近代」の社会像を構想しようとする議論には（三上 [1993]，今田 [1994] など），疑念を呈さざるをえない。分散化の構造，多数の構造が形成する（メタ）構造，流動化の構造…を考えることが，常に可能だからである。
6. 例えば宮台 [1989:183] は，個人の予期から出発してマクロな権力の構造とメカニズムに到達することをめざしているが，だからといって自分の議論を「生成論」であるとは考えないようにと，注意を促している。
 7. 「社会秩序」もまたそのような——精確に言えば，社会秩序についての問い，すなわち社会学そのものの存立根拠を捏造するための——装置である。ルーマンが，「『社会秩序はいかにして可能となるか』という問いは，社会秩序が可能である場合にのみ可能である」（Luhmann [1981:196]）と述べているのは，このような意味においてである。「社会秩序は…」というタイトルをもつこの論文は一見すると，この問いに対してこれまでに提出されてきたさまざまな解答を「総括」して，より良い答を与えようとしているように思われるかもしれない。だがルーマンが描き出す解答の歴史（社会思想史）は，いわば自己欺瞞の歴史なのである。後で述べるように，ルーマンのこの試みは一種の「社会学批判」なのであり，したがってそれは（さらに，多様な領域における「ゼマンティック」の歴史的研究はすべて）欺瞞の暴露の試みとして，それゆえニーチェの「系譜学」に連なるものとして，読まれるべきである。
 8. ここでの「哲学」（あるいは，「形而上学」）とは，商品・行為・言語などの結びつきの背後にそれを支える何らかの「根拠」（価値・合理性・意味など）を想定するようなあらゆる立場を指している。「だから，われわれは経済学や倫理学の概念といった区別に惑わされてはならない。あらゆる学問をつつんでいる形而上学的なものが問われなければならないのである」（[同:44]）。
 9. この点に関しても，科学的な言語学・記号学の対象として自明視されている「言語」もまた，近代の国民国家の成立とともに見出された（捏造された）ものである，という柄谷 [1991] の指摘を参考にすべきである。ついでに述べておくならば，「近代言語学」の祖であるソシュールは言語を「示差的な体系」として捉えようとしたが，その際近代経済学的な「均衡」概念を比喩として引き合いに出している。ある意味では，ソシュールは言語を商品・貨幣とのアナロジーのもとで考えようとしていたのである。ところがその後奇妙なことが起こる。すなわち周知のように，パーソンズが貨幣（や権力などの多くのメディア）は特殊な言語であると主張し，それを受けてヤコブソンが言語学こそが社会・人文科学の統一的な基礎となるべきだと宣言する，というわけである。してみると，橋爪大三郎が提唱している

「言語派社会学」は、確かに注目に値するものだと言うべきであろう。ただしそれは、「言語派」が「パラダイム転換」をもたらすからではなく、社会学の「基礎」を求めていくと言語を突き抜けて貨幣へといたらざるをえないということを改めて自覚させてくれるからである。マルクス＝柄谷の問題はわれわれの問題でもあると言わねばならない。

10. 例えば「分化は上から来る」というこの言明を、ルーマンなり筆者なりによる発話として、「ミクロ」なレベルで記述することもできる。しかし同時にわれわれは、社会学者として、この発言の文脈を形成している、現代の全体社会の一サブシステムとしての学システムに（したがって、全体社会にも）言及しなければならない。しかしまたそのような全体社会に関する発言を、特定の行為者へと差し戻すこともできるのである（以下同様）。
11. 社会学もまた、「社会秩序はいかにして可能になるのか？」という問いを掲げ、それへの解答を模索し続けるかぎりにおいて——「ミクロ・マクロ問題」もその一ヴァージョンである——、全体社会の自己観察＝反省理論であろうとしていることになる。
先にも述べたように、ルーマンの「社会学的啓蒙」は、社会学を用いて「反省理論としての社会学」の無根拠性を暴こうとする試みなのであり、マルクスの経済学が同時に「経済学批判」であったのと同じ意味において、「社会学批判」なのである。ルーマンが、「社会学的啓蒙」の先駆をなす「対抗的啓蒙 Gegenaufklärung」の代表者としてマルクスやニーチェ（彼の哲学もまた「哲学批判」である）の名前を挙げているのも、以上のような意味においてである。
12. とりあえずここでは、多値論理学を導入するか否かの判断は、（さしあたって？）二値論理学に基づいて下されねばならない、ということだけを指摘しておくに留めよう。

文献

- Adorno et. al. (1972=1979) 『社会科学の論理』, 河出書房新社
- Alexander, J. C./Giesen, B., From Reduction to Linkage, Alexander, J. C./Giesen, B./Munch, R./Smelser, N. J. (eds.) (1987) The Micro - Macro Link, University of California Press
- Althusser, L. (1974=1978) 『自己批判』, 福村出版
- 浅田 彰 (1984) 『逃走論』, 筑摩書房
- 馬場靖雄 (1990) 「劇場から戦場へ」, 『ソシオロジ』 109
- Deleuze, J. (1986=1987) 『フーコー』, 河出書房新社

- Dworkin, R. (1977=1986) 『権利論』, 木鐸社
- 江原由美子 (1985) 『生活世界の社会学』, 勁草書房
- (1990) 「ラディカルフェミニズムの『再興』」, 『情況』創刊号
- Freud, S. (1974) 『フロイト著作集8』, 人文書院
- Hilbert, R.A. (1990) Ethnomethodology and the Micro – Macro Order,
American Sociological Review 55 – 6
- 今田高俊 (編) (1994) 『ハイパー・リアリティの世界』, 有斐閣
- 柄谷行人 (1986) 『探究 I』, 講談社
- (1990) 『マルクス その可能性の中心』, 講談社
- (1991) 「ナショナリズムと言語」, 『図書新聞』2053
- Krawietz, W. (1992) Staatliches oder gesellschaftliches Recht?, Krawietz,
W./ Welker, M. (hrsg.), Kritik der Theorie sozialer Systeme,
Suhrkamp
- Luhmann, N. (1980) Interaktion in Oberschichten, in Gesellschaftsstruktur
und Semantik Bd.1, Suhrkamp
- (1981) Wie ist soziale Ordnung möglich?, in ibd. Bd.2
- (1983) Liebe als Passion, Suhrkamp
- (1984) Soziale Systeme, Suhrkamp
- (1987) The Evolutionary Differentiation between Society and
Interaction, Alexander/Giesen/Munch/Smelser, ibd.
- (1990) Die Wissenschaft der Gesellschaft, Suhrkamp
- (1991) Die Soziologie des Risikos, Walter de Gruyter
- (1993) Das Recht der Gesellschaft, Suhrkamp
- 三上剛史 (1993) 『ポスト近代の社会学』, 世界思想社
- 宮台真司 (1989) 『権力の予期理論』, 勁草書房
- 西阪 仰 (1987) 「普遍語用論の周縁」, 藤原・三島・木前編『ハーバーマスと現
代』, 新評論
- (1988) 「行為出来事の相互行為的構成」, 『社会学評論』154
- 織田輝哉 (1993) 「社会システムの個人主義理論」, 厚東洋輔他編, 『社会理論の
新領域』, 東京大学出版会
- Rhoads, J.K. (1991) Critical Issues in Social Theory, The Pennsylvania
State University Press
- 高橋一郎 (1990) 「文化的再生産論の再検討」, 『ソシオロジ』108
- 上野俊哉 (1987) 「思考する折り目」, 『クリティーク』9